

第二百十六号議案

旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年十二月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例

旅券法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十二号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

種 類	額	徴収時期
一 法第二十条第一項第一号から第三号までの処 分に係る手数料	二千円（法 第二十条第 二項の規定 の適用を受 ける場合に あつては、 四千円）	旅券交付のとき。

第二百十六号議案 旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例

附 則

- 1 この条例は、令和五年三月二十七日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旅券法関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号）等の施行に伴い、旅券の査証欄の増補の申請に係る手数料を廃止するほか、規定を整備する必要がある。